

## 中学校完全給食推進本部・平成 28 年度第 6 回会議 会議録

開催日時 平成 29 年（2017 年）3 月 17 日（金） 14 時 24 分～15 時 12 分

開催場所 災害対策本部室

出席者

（本部長）

市長 吉田 雄人

（副本部長）

副市長 沼田 芳明 副市長 田神 明

（本部員）

教育長	青木 克明	上下水道局長	田中 茂
政策推進部長	上条 浩	政策推進部渉外担当部長	中野 愛一郎
総務部長	尾澤 仁	財政部長	竹内 英樹
財政部市税担当部長	鈴木 正志	市民安全部長	平井 毅
市民部長	室井 二三夫	健康部長	惣田 晃
福祉部長	三守 進	こども育成部長	濱野 芳江
環境政策部長	本多 和彦	資源循環部長	小川 隆
経済部観光担当部長	松田 優一	都市部長	井上 透
土木部長	笹木 純	港湾部長	藤田 裕行
上下水道局経営部長	渡辺 大雄	消防局長	中村 照世志
市議会事務局長	福本 眞和	教育委員会事務局教育総務部長	大川原 日出夫
同学校教育部長	伊藤 学	選挙管理委員会事務局長	一之瀬 秀行
監査委員事務局長	新倉 聡		

（事務局）

教育委員会事務局学校教育部学校保健課長 藤井 孝生

同課係長 田中 慎一 同課主任 中川 雄介

欠席者

経済部長 秋本 丈仁 上下水道局技術部長 長谷川 浩市

### 1 開会

#### 【教育長】

ただいまから、中学校完全給食推進本部・平成 28 年度第 6 回会議を開催させていただきます。  
本日は、昨年秋から業務委託により実施していた調査業務の報告書が提出されたので、そ

の調査結果を説明させていただくとともに、これまでの検討過程の中で議論になっていた点も整理し、具体的な議論を進めていきたいと考えている。

## 2 案件

- (1) 中学校完全給食実施に向けた検討状況について
- (2) 中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について
- (3) 給食調理業務の運営方法について（直営・委託）
- (4) 栄養教諭・学校栄養職員の配置について
- (5) その他

### ◆ 説明（事務局）

#### ◇「資料1 中学校完全給食実施に向けた検討状況について」

1 ページの「1 検討組織等」については、前回の推進本部以降の検討組織等の開催状況と質問・意見等について記載している。

2 ページの「2 請願」についてだが、「横須賀でも中学校給食を実現する会」から教育委員長、議長あてにそれぞれ請願が提出された。

請願項目は、中学校給食について、自校方式での実施、調理業務を直営で実施、そして栄養士を各校に配置することを希望するものである。教育委員会では2月定例会で審議し、請願者に所見を伝えた。また、市議会では3月1日の中学校完全給食実施等検討特別委員会で審議され、同委員会では不採択となった。3ページの(2)には教育委員会の所見を記載している。

「3 今後のスケジュール」についてだが、3月23日開催の市議会特別委員会で報告するとともに、3月中に各検討組織に調査結果を報告し、意見をいただく。4月中を目途に各検討組織の意見を集約し、5月には事務局で実施方式の素案を作成し、その素案について推進本部でも議論をしていただき、実施方式（案）を決定していきたいと考えている。平成29年6月の第2回市議会定例会の特別委員会で、実施方式（案）を報告し、一定のご理解をいただいたうえで、教育委員会で正式に実施方式を決定したいと考えている。

#### ◇「資料2 中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について」

1 ページ「1 調査方法等」の「(2) 現地調査等」に記載した「ア 中学校現地調査」および「ウ 小学校調査」の結果については報告書の別冊に整理をした。

「2 実施方式の概要」について、2ページの「(3) 留意事項」は、今回の検討にあたっての留意事項となる。「ア 用地確保の必要性」にあるように、自校方式・親子方式

は、それぞれ中学校・小学校の敷地内に整備するため、用地を新たに確保する必要がないが、センター方式は、給食センターを建設するための用地を確保する必要があり、手続き等の時間が必要となる。また、「イ 学校給食衛生管理基準に基づく施設整備」にあるように、自校方式・センター方式は、学校給食衛生管理基準に基づく新たな施設を整備することになる一方で、親子方式は古い既存の小学校給食室を改修・増築するだけのため、整備される施設は根本的に異なるものになる。

「3 市立小・中学校の食数」についてだが、①に記載のように全体の児童生徒数は、毎年減少していくと推計している。一方で、個別の学校では児童生徒数が急増する学校もあると推計されている。

3ページの「4 自校方式」についてだが、「(2) 判定基準等」に記載したが、現地調査で各中学校の給食室建設候補場所を想定し、既存の教育活動への影響の度合いにより、整備のしやすさをa～cの3段階で評価した。その上で、4ページのイに記載のとおり、各学校や候補場所における、法令上の課題を整理した。各学校における法令上の課題の確認にあたっては、事業者の調査だけでは判断が難しい部分も多く、都市部に協力をいただいた。それらを踏まえて、「ウ 自校方式に関する判定」に基づき、A～Dの判定をした。判定結果については、5ページに記載のとおりで、B判定（整備できる可能性が高い）が12校、C判定（整備が困難）が10校、D判定（整備が極めて困難）が1校という判定となった。

「(3) 他の中学校からの提供可否」だが、ここでは、中学校間での親子方式について検討した。提供できる食数だけで考えた場合には、「イ 他校への提供可否」に記載のとおり、池上から鷹取へといった4つの組み合わせで提供可能という判定となった。ただし、「ウ 他校への提供に関する法令上の課題」に記載のとおり、他校の給食を調理し配送する場合、給食室は建築基準法上、工場用途となり、同法第48条ただし書の許可を得なくてはならなくなること、また、中学校の給食室は既存校舎とは別棟で建設するため、学校用途と工場用途を敷地分割し、それぞれの敷地で接道要件を満たす必要があるなど、実際の整備にあたっては課題がある。

6ページの「(4) スケジュール」についてだが、自校方式について、設計、建設を仮に毎年5校ずつ行くと仮定した場合のスケジュール案を記載した。1年あたりに何校整備できるかにより、全校での給食開始時期が変わってくることになる。

「5 センター方式」について、「(2) 1カ所設定」についてだが、1カ所設定については、旧平作小学校でシミュレーションを行った。旧平作小学校については、敷地の広さや形状、周辺道路の状況、市全域に配送可能な場所にある、という点は良いと考えているが、原則として給食センターを建設できる用途地域ではないため、センター方式で実施することが決定した場合でも、建設可能な用途地域の用地の購入を含め、候補場所については改めて検討が必要であると考えている。

7ページの「(3) 2カ所設定」についてだが、今回の調査では、仮に、市域を南北2

つのエリアに区分した上で、北エリア 4,000 食、南エリア 7,500 食の 2カ所で給食センターを整備する想定とした。なお、市の未利用地である旧上の台中学校についても現地調査を行い、検討したが、建設可能な用途地域ではないことに加え、周辺道路の状況などに課題があり、給食センターの整備は難しいと判断された。仮に 2カ所で実施する場合は、市全域の給食センター建設可能な用途地域で、購入可能な用地を探し、候補場所を検討するなどの必要がある。

8 ページの「(4) 事業手法」についてだが、給食センターの整備にあたっては、民間事業者のノウハウを効率的に活用可能な 6 つの事業手法の内容を整理した。資金調達、建設、所有、維持管理運営の役割を市と民間のどちらで担うのか、設計・施工・運営を分離発注するのか一括発注するかなどによって分かれている。「イ 費用比率」に記載しましたが、今回の調査では、他自治体の事例などを参考に、公設民営を 100%とした場合の各事業手法の比率を想定し、それに基づき費用を算出した。

「(5) スケジュール」についてだが、事業手法別のスケジュール案を作成したが、現時点では建設用地を確保できていない状況のため、土地取得に要する期間を別途検討する必要があるが、各事業手法の中では、リースと民設民営が一番早く給食開始が可能と想定されている。なお、自校方式と親子方式の場合は、学校によって給食開始時期がずれることを想定しているが、センター方式は、全校同時に開始できるものと想定している。

9 ページの「6 親子方式」についてだが、親子方式については、現在の給食室の設置機器、それから増築をせずに機器の増設等を行った場合、さらには、増築をして機器の増設等を行った場合、それぞれで、提供可能な食数と学級数を試算し、小学校の食数等も考慮して、親子の組み合わせを設定した。ただし、親子方式については、「イ 法令上の課題」に記載のように、他校の給食を調理し配送する場合、給食室は建築基準法上、工場用途となり、同法第 48 条ただし書の許可を得なくてはならない。また、増築をする場合には、既存校舎への影響等を含めて課題が出てくるため、その対応も必要となる。

それらを踏まえて判定した結果、10 ページに記載のように、増築なしで提供可能となる学校が 13 校、増築をして提供可能となる学校が 10 校という判定になった。

「(5) スケジュール」についてだが、親子方式については自校方式と同様、設計、建設を仮に毎年 5 校ずつ行くと仮定した場合のスケジュール案を記載した。こちらも 1 年あたりに何校整備するかにより、全校で給食が開始できる時期が変わってくることになる。なお、改修か増築かで工事期間の長さが変わるが、どちらの場合でも工事期間中、小学校の給食室が使えなくなるため、何らかの対応が必要となる。

11 ページの「7 荷受室」についてだが、センター方式または親子方式で給食を実施する場合、センターまたは小学校から配送されるコンテナ等の一時的な保管や別に配送されてくるパンや牛乳の保管等のスペースとして荷受室を設けることが一般的である。荷受室については、全校に整備可能という判定になった。

「8 昇降機」についてだが、給食室または配膳室からコンテナ等を各教室に運搬するため、昇降機の設置について検討した結果、昇降機については、全校に設置可能という判定になった。基本的には全校でエレベーターの整備が可能だが、1カ所だけエレベーターの設置が難しく、小荷物専用昇降機を設置する想定となっている。

「9 施設に附加できる取り組み事例等」についてだが、他都市の事例などを参考に、災害時の給食施設の活用や食育に関する施設の活用、維持管理しやすい施設的设计などについて調査した。

「10 各実施方式の比較」の「(2) 実施方式別費用比較」についてである。自校方式については、整備が困難、整備が極めて困難と判定された中学校についても仮に整備した場合の金額として費用を算出している。

13 ページの「エ 総費用 (30 年間)」についてだが、欄外の注にあるように、自校方式は鉄骨造、センター方式は鉄骨造/1カ所/公設民営の場合を例に挙げた比較表となる。初期整備費は、自校方式が約 83 億円、センター方式が約 64 億 6 千万円、親子方式が約 51 億 7 千万円との試算結果となった。維持管理運営費は、自校方式が約 253 億 9 千万円、センター方式が約 188 億 4 千万円、親子方式が約 206 億 4 千万円という試算結果となった。また、センター方式については、それ以外に事業手法の比較の際に使用した、資金調達関連費について約 33 億 6 千万円、センター 1カ所の場合の旧平作小学校でのシミュレーションのため、建物解体に係る費用が約 1 億 2 千万円との試算結果となった。

12 ページの「イ 維持管理運営費」の表の 1 番下に 1 年あたりの費用を記載している。自校方式が約 8 億 5 千万円、センター方式が約 6 億 3 千万円、親子方式が約 6 億 9 千万円という試算結果になった。

14 ページの「キ センター方式事業手法別費用比較 (30 年間)」についてだが、DBOが一番安く、PFI、民設民営がそれに次いで安いという試算結果となった。

#### ◇「資料 3 給食調理業務の運営方法について (直営・委託)」

資料に記載のように、全国では、平成 26 年 5 月 1 日現在で、学校給食の調理業務の外部委託比率は 41.3%である。直営のメリット、デメリットについては 1 ページに記載のとおりである。2 ページに記載の委託のメリットについては、民間事業者による効率的な運営で、費用削減や効果的な運用を期待できることが挙げられる。

一方で、デメリットとしては、教育委員会や校長等が、調理員に指示をする場合、委託会社を通さなければならず、直営と比較して連携がしにくくなる恐れがあることなどが挙げられる。また、委託会社によって調理員の資質、能力が左右される恐れもある。

3 ページに、今回の調査結果などを参考に費用比較した結果を記載した。今回の試算では、調理員の人件費だけで見ると委託費用の方が大幅に安くなったが、委託の場合は、営業経費や企業の利益なども含まれて、合計としては資料に記載の金額となってくる。

一方で、直営の場合の労務管理等の費用は算出が難しいことなどから正確な比較は難しいと思われる。

◇「資料4 栄養教諭・学校栄養職員の配置について」

中学校完全給食の検討の中ではすでに、栄養教諭・学校栄養職員の配置についての多数の質問や意見が出ているので、資料として整理した。配置基準については、「1 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準」に記載のとおり、実施方式によって異なる。

「2 現在の小学校の栄養教諭・学校栄養職員の配置」についてだが、現在自校方式で実施している小学校においては、上記配置基準により18人の栄養教諭・学校栄養職員が県費職員として配置され、加えて、市費職員として5人配置し、46校に対し計23人の栄養教諭・学校栄養職員で1人が2校を兼務する体制としている。

「3 栄養教諭・学校栄養職員配置の想定について」の「(1) 配置条件の設定」では、中学校完全給食を実施した場合の栄養教諭等の配置について、表中1～4に記載した体制の場合、県費として何人配置されるか、また、不足する分を市費で何人、任用する必要があるかについて算出した。なお、親子方式については明確な基準がないため、今回の試算では、対象となる小学校・中学校の児童生徒数を自校方式の基準にあてはめて試算した。また、(2)では、(1)の表の不足人数に基づき、市費の非常勤職員の想定単価から各配置体制に要する費用を試算した。

◆ 質疑

【市議会事務局長】

資料2の「1 調査方法等」の「(2) 現地調査等」「ウ 小学校調査」の①の記載では、教育委員会の職員が全46校を現地調査し、事業者の情報提供したとなっているが、そうすると事業者は教育委員会から提供された資料を基にして、机上で作業をしたということか。その後、データに基づいて大事な建築上の判定がされていて、説明の中では、都市部が協力という話もあったが、判定は事業者ではなく、都市部が行ったということか。

【事務局】

今回の調査業務委託の仕様書では、小学校は現地調査をせずに現状の図面等から判断ということ想定していた。増築をせずに、現在の給食室内にある施設・設備・機器の容量を増やすことで、どの程度の食数を提供できるかということで当初は考えていたが、中学校完全給食実施等検討特別委員会に報告した際に、増築についてもしっかりと検討すべきではないかという意見をいただいた。ただし、当初仕様書に入っていない内容であったため、事業者と調整していくと答弁した。その後、事業者と協議した結果、学校

保健課の職員と施設を所管する学校管理課の職員とで現地に行き、給食室の周辺状況などを調査した。その内容を事業者を提供し、事業者はそれらに基づいて、検討した結果になっている。

小学校側は事業者としては現地調査をしていないが、法的な課題等が出てくる可能性があったので、先ほど説明したとおり、公共建築課、開発指導課、建築指導課にも協力をいただき、課題等の判断をしたという結果である。

#### 【こども育成部長】

報告書の114ページの「13 食中毒発生時の影響」という項目について、自校方式が◎で優れているとなっているが、全校共通の同じ食材は使わないという前提でシミュレーションをしたのか。

先月他市で、生鮮食料品ではない食材での食中毒が発生した。食材からの感染もありうることを考えた際に、原因の究明という視点では、共通の食材の場合、自校方式では原因究明のために複数箇所調べなければならないが、センター方式では給食センターの1、2カ所で済む。自校方式を◎にしたことについて、議論があったならば教えていただきたい。

もう1点は、報告書の5ページに記載の、児童生徒推計で走水小学校が、平成28年度48人に対し、平成34年度は72人と約1.5倍と増えているが、こども育成部の事業とも関係してくるので理由が分かれば教えていただきたい。

#### 【事務局】

1点目の食中毒発生時の影響についてだが、先月の大規模な食中毒の事故は反映されていない。あくまでも各施設で調理した場合のものしか反映されていないので、自校方式23カ所で実施する場合に、先月のきざみのりの事故のように、同じ食材を使用すれば影響が1校では済まないということにはなると考えている。

もう1点の児童の推計だが、この数字は、教育委員会で別途、毎年推計を出しているものである。現在の住民票上の0歳～5歳までの子どもや小学校・中学校に在籍する児童生徒を1年ずつスライドさせ、社会増減を考慮した推計になっている。

#### 【財政部長】

資料4「栄養教諭・学校栄養職員の配置について」の2ページ「(2) 費用の試算について」で市費の職員の単価を304万円で試算しているが、金額として安く感じる。この単価設定の根拠を教えていただきたい。

#### 【事務局】

小学校に配置している市費の非常勤栄養職員の単価となっている。

**【環境政策部長】**

センター方式の場合にはこれから用地を探すことも検討するということだが、その場合は工業地域等ということだが、工場等があった場所を買収していこうという場合に、最近の動向としては土壌汚染が見られる事例が多い。給食施設なので、そういったリスクも含めて検討する方が良いと思う。

**【市民部長】**

資料3の3ページに委託費用と直営費用の試算が出ており、直営費用の説明の最後には、正確な比較ができないという記述があるが、記載の数字だけを見ると委託の方が高い印象を受ける。直営費用の中には、1ページのデメリットの①に記載されている人員管理にかかる事務の経費は入っているのか。

**【事務局】**

3ページの下から2行目に記載したが、労務管理等に係る費用は見なくてはいけない経費だが実際には算出することが難しい。そういった間接的な経費を算出するのが難しいので正確な比較はできないと記載している。

**【市民部長】**

概算でどれくらいかかるかを算出して、金額にプラスした方が良いと思う。そうしないと委託の方が高くて直営の方が安いというイメージになってしまう。予防検便の費用はさほどではないと思うが、労務管理等費用がかなりかかるのではないかと思う。

**【事務局】**

費用の算出については健康部への問い合わせも含め、試みた。また、労務管理の部分については、現在、教育委員会では主として教職員課の職員が給食調理員の労務管理をしているが、中学校で実施することに伴いどの程度の業務量が増えるか正確に測ることが難しく、今回はこのような記載をしている。今いただいた意見についても理解できるが、実際には算出が難しかった。なお、単純に人件費だけ比較すると、直営が489,687千円、委託が380,061千円となり、資料に記載した。

**【市民部長】**

理解はした。ただし、直営の方が安いように感じてしまうので、現実的な数字ではないような印象はある。

**【事務局】**

補足すると、他都市で直営から委託に切り替えた事例や、委託の事業者の試算などについて、口頭で確認した中では委託の方が安くなるということは聞いている。

**【土木部長】**

資料2の5ページ、報告書の18～19ページの部分で判定結果があり、都市部の協力もあったとのことだが、報告書を見ると、C（大きな課題がある）の10校のうち、課題の欄にテニスコートが狭くなるや防球ネットの移設でCがついている。これらのことが整備する上で、大きな課題という印象を受けないが、どういう基準であるのか。点数化するなどして判定しているのか。

**【事務局】**

評価と判定という言葉を使い分けているが、今指摘のあったテニスコートなどの施設を移設するかについては、資料2の4ページに記載のa～cの評価で、学校の状況を踏まえての評価である。都市部で協力いただいた判定というのは主に法令上の課題についてであり、資料の4ページで言うと、●、▲、－の部分である。報告書の19ページや21ページ、19ページでは公郷中が▲となっているが、周辺道路の整備が必要なため課題があるということで、建設候補場所の評価cと組み合わせて、Cと判定している。

**【土木部長】**

19ページで、課題の欄が空欄でもCという評価になるのか。その部分は調査の結果として出たものでよいのか。

**【事務局】**

4ページの一番下のA～CのC（困難である）についてだが、報告書の18ページの表で、①～⑥までを給食室整備に係る課題としており、①～③までは比較的課題が少なく候補場所評価がb、④～⑥の比較的大規模な移設や教育活動への大きな影響があるものは候補場所評価がcとなり、それを踏まえて一番右の可能性判定のCにつながっているという表になっている。

**【市長】**

土木部長には、テニスコートなどであれば整備可能という気持ちがあるのだと思うが、とはいえ教育委員会としては運動場や特別教室の重要性というのを伝えた方が良いのではないか。

**【事務局】**

表 16 の⑤・⑥の「教育活動に影響」という区分にテニスコートは該当するので、評価がcになっているということである。

**【市長】**

授業、部活動等でテニスコートを使っており、部活動も課外活動ではなく、あくまでも教育活動の一環として行っているので、給食室ができる代わりにテニス部の活動がなくなると課題としては大きいという理解でよいか。

**【事務局】**

そのとおりである。

**【市長】**

例として出たテニスコート以外にも技術室などの特別教室もそういった位置づけの中で、c判定をつけているということによいか。

**【事務局】**

そのとおりである。

**【土木部長】**

資料3の1ページ、2ページで委託のメリット・デメリットが記載されている。以前にも聞いたが、現在直営で実施している小学校については、数十年続けている中でのデメリットというのは全く改善の見込みがなくて、小学校もこのままであるということになるのか。

**【事務局】**

直営に関するデメリット部分については、①・②と記載したが簡単になくなるものではないと認識をしている。

**【土木部長】**

2ページで示されている委託のメリットのうち、民間活力を活用すると費用が安くなる点とあるが、報告書では直営と委託の違いというのは分かるのか。

**【事務局】**

報告書に記載の金額は事業者が作成しており、自校方式についても直営ではなくて委託で実施された場合の金額で積算されている。資料3では具体的な数字が説明できな

ったが、調査報告書では委託で積算し、その数字と比較するために直営で実施した場合の金額の積算を試みたという状況である。

**【土木部長】**

資料2の12ページで「2 維持管理運営費(30年間)」に記載の自校方式で約60億、センター方式だと約32億となっているが、これは配置人数の違いによるものということによいか。

**【事務局】**

維持管理費は施設の維持管理等にかかる費用となり、人件費の部分については、運営費に含まれている。

**【市長】**

運営費に関しても自校方式とセンター方式の両方とも委託をベースにして積算したという理解によいか。

**【事務局】**

そのとおりである。

◆その他

**【財政部長】**

財政部から、中学校完全給食の実施に係る財源について情報共有する。開会中の平成29年第1回定例会において、当初予算案を審議中だが、中学校完全給食の実施には、多くの財源が必要となることから、文部科学省からの補助金のほかに、再編交付金の追加交付分を活用していく方針としている。

充当する経費としては、ランニングコストに対して、基金を造成して再編交付金を積み立て、活用していくことを考えている。これは、イニシャルコストに文部科学省の補助金と重複して充当することができないことと、文部科学省の補助金はランニングコストには充てられないことから、イニシャルコストには文部科学省の補助金を、ランニングコストには基金に積立てる再編交付金を活用していくこととしたものである。今後、実施方式が決まれば、具体的な活用について調整していく予定である。

基金への積み立て予定額は、29年度に交付を受ける再編交付金8,225万6千円のうち、4,525万6千円を中学校完全給食のために積み立てを行う予定である。

平成30年度以降については、その他の充当事業の状況を見ながら、積立額を判断していきたいと考えている。

中学校完全給食の実施に係る財源については、適宜、財政部より情報提供、共有をさせていただきたいと考えている。

**【市長】**

本日も活発な議論、感謝申し上げます。

実施方式検討に係る調査報告書もまとめ、これから具体的にこの報告書をベースにどのように実施するか決めるということになる。その際には市議会の特別委員会をはじめとして、各検討組織等において、より具体的なご意見をいただきながら進めることになると思う。

決定するには各部局の協力をいただかなければいけないと思っているので、財政負担の話もあったが、できるだけ早く市民の皆様に、やる以上は温かくて、そしておいしい給食を提供できるようにご協力いただきたいと思っているので、よろしく願いしたい。

**3 閉会**

**【教育長】**

これで本日の中学校完全給食推進本部会議を終了させていただく。